

意匠分類記号	意匠分類の名称
B5-229	スケート靴部品及び付属品

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B5-229	全	スケート靴部品及び付属品

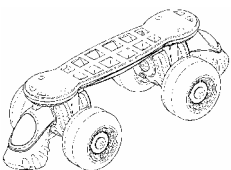
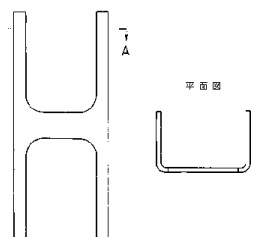
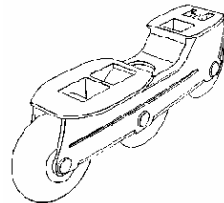
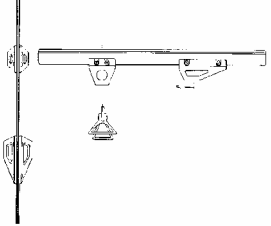
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
E3-49	スキー用具及びスケート用具部品及び付属品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
アイススケート用エッジ	

定義

ローラースケート靴やアイススケート靴の部品及び付属品を分類する。  
主に、アイススケート靴用エッジを分類する。

<p>登録1155793号 ローラースケート靴の 靴底座</p> 	<p>登録968856号 ローラースケート靴の フレーム用補助具</p> 	<p>登録804414号 取付用 ローラースケート台車</p> 	<p>登録789232号 スケート靴用のエッジ</p> 
--	--	--	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

靴にローラースケートのローラーや、スケートのエッジ部が付いているタイプを分類するので、ローラー部と緊締部のみからなるローラースケート単体(E3-400)とその付属品(E3-49)は含まない。  
普通の靴を乗せてバンドの類で固定すれば、使用可能となるものは含まない。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

B5は靴とその部品及び付属品を分類するため、ローラー付きの台車については、ローラースケート靴専用のもののみをB5-229に分類し、それ以外はE3-49(スキー用具及びスケート用具部品及び付属品)に分類する。車輪等の細かい部品は、物品名が「ローラースケート靴用」となっている場合でも、全てE3-49に分類する。

過去に分類した物品の名称		
ローラースケート靴の靴底座	アイススケート靴用エッジ連結具	ローラースケート靴のフレーム補助具
スケートエッジ付き連結具		